(文書指摘)

## 是正又は改善を要する事項

監査の対象となる	\	
事業者の名称	江名かもめ児童クラブ 	
監査実施年月日	令和5年9月28日(木)	
事 項	内 容	根拠
事 項 運営規程に定める 開所時間について	内 容 土曜日の開所時間について、運営 規程では午前7時30分から午後6時までは午前7時30分から午後6月3日に ついの時間帯及び午後3時30分から午後6時までの時間帯での時間帯が、6月17日に ついの時間帯での時間帯が、6月17日に ついの時間帯での時間帯が、6月17日に ついの時間帯での時間帯が一人のみの配置を 11条において、方が正されて、方が正されて、方が正さればない。 これは、第10年である。 であり、例えば、土曜日のとは、10月間であり、明記をである。 であり、明記をである。 であり、時間のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日のとは、土曜日に、大郎に、19年間に、1	根 拠 いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 11 条